

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) (")	2
○港湾法に基づき保管した所有者不明の 工作物等の返還 (港湾・海岸課)	2
公 告	
○肥料の登録 (環境農業推進課)	3
○肥料の登録の有効期間の更新 (")	3
○肥料の登録事項の変更の届出 (")	4
○普通肥料の検査の結果の概要 (")	4
○特殊肥料の検査の結果の概要 (")	4
○土地改良区の役員の就任 (2件) (農業基盤課)	5
○土地改良区の役員の退任 (")	6
○土地改良区の定款変更の認可 (")	6
○土地改良区の清算人の退職 (")	6
○漁港漁場整備法による所有者不明の工 作物等の措置 (4件) (漁港漁場課)	6
○高知港湾計画の変更の概要 (港湾・海岸課)	7
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	7
○政治団体異動の届出 (2件)	7
○政治団体解散の届出	9
○資金管理団体異動の届出	9
○資金管理団体指定の取消しの届出	10

告 示

高知県告示第269号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小

売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成26年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰
- 届出者の住所
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイキ野市店
香南市野市町西野カノ丸1205番地1ほか
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
ダイキ株式会社	代表取締役 高橋 宰	愛媛県松山市美 沢一丁目9番1 号

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年12月9日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,482平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
227台
イ 駐輪場の収容台数
25台
ウ 荷さばき施設の面積
77平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
21立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び
閉店時刻
開店時刻 午前6時30分
閉店時刻 午後9時30分
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から午後10時まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

帯
午前6時から午後10時まで(一部は、24時間)

- 届出年月日
平成26年4月8日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
香南市商工水産課
- 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第270号

高知市長から平成25年6月高知県告示第409号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が平成26年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第271号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年4月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 493号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村和田字 寺谷口南818番1から 安芸郡北川村和田字 寺谷口北611番3まで	A	10.0	119
		20.0	
安芸郡北川村和田字 榎平819番1から 安芸郡北川村和田字 寺谷口北610番1ま	B	5.4	126
		7.5	

で				
安芸郡北川村和田字 榎平819番1から 安芸郡北川村和田字 寺谷口北610番1ま で	後	5.4 ） 7.5		126

高知県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年4月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山川野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町山川 字長丁72番2から 香南市香我美町山川 字イノ表66番1まで	前	3.4 ） 9.0	118
	後	4.3 ） 16.6	118

高知県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年4月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

高岡郡日高村柱谷字 堂ノ元629番1から 高岡郡日高村柱谷字 堂ノ元636番5まで	前	4.3 ） 17.9	170
	後	6.5 ） 31.2	170

高知県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年4月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市黒瀬字影岩戸805番 2から 安芸市黒瀬字上ツガノセ 804番2まで	220	平成26年4月22 日

高知県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年4月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村名越屋字セノ		

ウラ1608番2から 高岡郡日高村名越屋字セノ ウラ1609番2まで	37	平成26年4月22 日
--	----	----------------

高知県告示第276号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、又は撤去させ、同条第3項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成26年8月26日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成26年4月22日

高知港港湾管理者
高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
屋台1台（商号不明）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時
高知市弘化台 弘化台7号臨港道路
平成26年2月25日午後1時30分
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
平成26年2月25日午後1時30分
高知市弘化台 弘化台7号臨港道路
- 4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県高知土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 港湾管理者の措置
高知港港湾管理者は、工作物等の所有者等が4の措置を行わないときは、港湾法第56条の4第5項の規定に基づく売却又は同条第6項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに工作物等の所有者等が判明した場合は、同条第8項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の撤去、保管、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 6 問い合わせ先
高知市稲荷町11-26 高知県高知土木事務所港湾管理課（電話番号088-882-8171）

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料の登録をした。
平成26年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第688号	副産石灰肥料	粒状貝殻石灰S1号	アルカリ分 45.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	四国物産株式会社	香川県観音寺市昭和町二丁目4番5号	平成31年5月13日
高知県第689号	〃	粉状貝殻石灰S1号	〃	〃	〃	〃	〃
高知県第690号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土炭酸石灰S1号	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	〃	〃	〃
高知県第691号	〃	苦土炭酸石灰S1号	〃	〃	〃	〃	〃
高知県第692号	消石灰	東方70消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	東方工業株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目13番10号	平成31年9月15日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第661号	炭酸カルシウム肥料	15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成31年5月16日
高知県第662号	〃	粒状15苦土炭酸石灰	〃	〃	〃	〃	〃
高知県第643号	混合有機質肥料	ペレット土州魂560緑	窒素全量 5.0 りん酸全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量は、普通肥料の公定規格のとおり。	〃	〃	平成28年6月19日
高知県第571号	〃	魚腸ニシメ混合有機質肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 7.0	〃	星上物産株式会社	南国市小籠926番3	平成28年8月31日
高知県第665号	炭酸カルシウム肥料	50粒状石灰特号	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	広浦鉱業株式会社	東京都品川区二葉一丁目6番2号	平成32年1月23日
高知県第666号	〃	粒状15苦土炭酸石灰特号	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	〃	〃	〃
高知県第645号	混合有機質肥料	土州魂（緑）特号	窒素全量 5.8 りん酸全量 8.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成29年3月6日

のとおり。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次の肥料の登録事項の変更について届出があった。

平成26年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産事業者		生産業者		変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前 変更後	
高知県第678号	消石灰	誠信70消石灰	誠信産業株式会社	岐阜県羽島市足近町南宿156番地1	代表者の氏名	泉本 範順	平成25年4月1日
						近藤 潤子	
					主たる事務所の所在地	愛知県豊橋市東小鷹野四丁目6番地の2	
					岐阜県羽島市足近町南宿156番地1		
高知県第683号	炭酸カルシウム肥料	誠信15苦土炭酸石灰	〃	〃	代表者の氏名	泉本 範順	〃
						近藤 潤子	
					主たる事務所の所在地	愛知県豊橋市東小鷹野四丁目6番地の2	
					岐阜県羽島市足近町南宿156番地1		
高知県第684号	〃	誠信粒状15苦土炭酸石灰	〃	〃	代表者の氏名	泉本 範順	〃
						近藤 潤子	
					主たる事務所の所在地	愛知県豊橋市東小鷹野四丁	

目6番地の2

岐阜県羽島市
足近町南宿
156番地1

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成26年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

平成25年3月分から同年9月分まで

該当なし

平成25年10月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の結果の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
混合有機質肥料	星上物産株式会社	魚腸ニシメ混合有機質肥料	主成分－TN、TP				
消石灰	有限会社井上満吉商店	65消石灰	主成分－AL				
〃	入交石灰工業株式会社	〃	〃				

備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出して検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、AL－アルカリ分

平成25年11月分から平成26年2月分まで

該当なし

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成26年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

平成25年3月分から同年10月分まで
該当なし
平成25年11月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要	備考
たい肥	大月町養豚組合	豚糞堆肥	T N 2.0% T P 3.7% T K 2.8% C / N 12.0 T Z n 590.0mg/kg T C u 230.0mg/kg 水分 32.0%	
〃	村上 義満	豚糞尿堆肥	T N 1.0% T P 2.0% T K 0.88% C / N 17.0 T Z n 460.0mg/kg T C u 200.0mg/kg 水分 56.0%	
〃	岡村 敏夫	鶏ふん発酵堆肥	T N 2.3% T P 4.1% T K 2.7% C / N 8.4 T Z n 460.0mg/kg 水分 23.0%	

備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。
T N－窒素全量、T P－りん酸全量、T K－加里全量、C / N－炭素窒素比、T Z n－亜鉛含有量、T C u－銅含有量、水分－水分含有量
2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。ただし、T Z n及びT C uの分析値は、乾物当たりの数値である。
平成25年12月分から平成26年2月分まで
該当なし

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市五台山東崎土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成26年4月22日

役名	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
(退任)			
理事	野中 清文	高知市五台山2144	
〃	野中 良信	〃 〃 2488-3	
〃	水口 益雄	〃 〃 2486-口	
〃	横田 彰	〃 〃 3053	
〃	横田 健	〃 〃 2201	
監事	横田 和秀	〃 〃 2203	
〃	横田 青昌	〃 〃 2208	
(就任)			
理事	野中 清文	高知市五台山2144	
〃	野中 良信	〃 〃 2488-3	
〃	水口 益雄	〃 〃 2486-口	
〃	横田 彰	〃 〃 3053	
〃	横田 健	〃 〃 2201	
監事	横田 和秀	〃 〃 2203	
〃	横田 青昌	〃 〃 2208	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、植田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成26年4月22日

役名	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
(退任)			
理事	山崎 清重	南国市植田 1088	
〃	橋詰 哲夫	〃 〃 1188	
〃	門田 基	〃 〃 1259	
〃	門田 敬	〃 〃 1014	
〃	吉良川敏正	〃 〃 949	
〃	岡崎 拓	〃 〃 1003-2	
〃	橋詰 壽人	〃 〃 890	
〃	東條 鹿吉	〃 〃 916-2	
〃	門田 俊一	〃 〃 907-2	
〃	濱田 碩哉	〃 〃 876-1	
監事	門田 宏	〃 〃 1075	
〃	小笠原義廣	〃 〃 1003	

〃	古谷 豊水	〃	〃	913
(就任)				
理事	門田 俊一	南国市植田		907-2
〃	門田 敬	〃	〃	1014
〃	吉良川敏正	〃	〃	949
〃	濱田 碩哉	〃	〃	876-1
〃	岡崎 拓	〃	〃	1003-2
〃	山崎 峻英	〃	下末松	85-8
〃	竹村 修	〃	植田	918
〃	西本 健夫	〃	〃	899-1
監事	古谷 豊水	〃	〃	913
〃	門田 宏	〃	〃	1075

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐山田町六反田土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。
平成26年4月22日

			高知県知事 尾崎 正直
役名	氏 名	住 所	
監事	濱田 千恵	香美市土佐山田町宮ノ口793	
〃	北村 宗繼	〃	515

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市五台山東崎土地改良区の定款の変更を平成26年4月11日に認可した。
平成26年4月22日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、土佐山田町六反田土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。
平成26年4月22日

			高知県知事 尾崎 正直
氏 名	住 所		
濱田 順一	香美市土佐山田町宮ノ口	516	
大岸 昌平	〃	〃	671-1
松岡 政博	〃	〃	528
大岸 信夫	〃	〃	642-1
大岸 晃	〃	〃	1247
大岸 正明	〃	〃	639-1
大岸 保	〃	〃	567

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成26年4月22日

野根漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

(1) 安芸郡東洋町野根 野根漁港臨港道路

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.90メートル、船幅1.60メートル）

(2) 安芸郡東洋町野根 野根漁港漁船保管施設用地

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.70メートル、船幅1.60メートル）

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.85メートル、船幅1.55メートル）

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.85メートル、船幅1.55メートル）

(3) 安芸郡東洋町野根 野根漁港漁具保管修理施設用地

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.80メートル、船幅1.65メートル）

F R P 船1隻（大黒丸、船舶番号不明、船長4.85メートル、船幅1.55メートル）

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.20メートル、船幅1.40メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に野根漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

野根漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成26年4月22日

高岡漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

室戸市室戸岬町 高岡漁港漁船保管施設用地

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.30メートル、船幅1.65メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に高岡漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

高岡漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成26年4月22日

行当漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

(1) 室戸市元 行当漁港（国道55号高架下）

F R P 船1隻（船名不明、282-6735、船長4.85メートル、船幅1.55メートル）

(2) 室戸市元 行当漁港漁船保管施設用地

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.80メートル、船幅1.60メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に行当漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

行当漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、同条第10項の規定

により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成26年4月22日

泊浦漁港漁港管理者
高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

- 幡多郡大月町泊浦 泊浦漁港漁船保管施設用地
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.00メートル、船幅1.45メートル）
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.50メートル、船幅2.20メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に泊浦漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

泊浦漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

高知港港湾計画について軽易な変更をしたので、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、当該港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成26年4月22日

高知港港湾管理者 高知県
代表者 高知県知事 尾崎 正直

1 変更に係る事項

(1) 土地造成計画

地区名	面積	用途
仁井田地区	1ヘクタール	工業用地

(2) 土地利用計画

地区名	面積	用途
仁井田地区	2ヘクタール	ふ頭用地
	1ヘクタール	港湾関連用地
	55ヘクタール	工業用地
	7ヘクタール	交通機能用地

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

- (1) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県土木部港湾・海岸課
- (2) 高知市稲荷町11-26 高知県高知土木事務所
- (3) 高知市鷹匠町二丁目1-36 高知市商工観光部産業政策課

3 変更年月日

平成26年3月28日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成26年4月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大森陽子後援会	大鶴 秀子	長山 成喜	土佐市蓮池337-15	平26・1・8
山脇義人後援会	西本 辰行	西本 澄男	土佐市甲原1387番地	平26・3・5

高知県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成26年4月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	日本共産党高吾地区委員会	谷川 嗣宣	谷川 嗣宣	異動なし	平26・3・3
異動後		谷崎 治之	谷崎 治之		
異動前	自由民主党香美市香北支部	竹内 俊夫	千頭 洋一	香美市香北町五百藏1568	平26・3・6
異動後		石川 彰宏	熊瀬 五良	香美市香北町吉野277	
異動前	自由民主党津野町支部	異動なし	大崎 文彦	異動なし	平26・3・6
異動後			村田 吉孝		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	上田こうたろう後援会	南部 憲一	異動なし	異動なし	平26・3・5
異動後		東川 正弘			
異動前	近森正久後援会	異動なし	勝間 純志	異動なし	平26・3・7
異動後			町田 千束		

異動前	高知まちづくりネットワーク	異動なし	異動なし	高知市追手筋一丁目11-1	平26・3・17
異動後				高知市帯屋町二丁目1番33号	
異動前	水口はるお後援会	異動なし	異動なし	高知市追手筋一丁目11-1	平26・3・17
異動後				高知市帯屋町二丁目1番33号	
異動前	高知県土地家屋調査士政治連盟	山本 清治	中面 健三	異動なし	平26・3・24
異動後		石村 健一	吉村 慶介		
異動前	新社会党高知県本部	異動なし	異動なし	高知市本町五丁目3-9	平26・3・24
異動後				高知市本町五丁目3-10	
異動前	岡田順一後援会	異動なし	異動なし	幡多郡大月町弘見2179-1	平26・3・27
異動後				幡多郡大月町鉾土109	
異動前	松延宏幸後援会	異動なし	山岡 七三十四	異動なし	平26・3・27
異動後			北岡 智		

後			哉		
異動前	緒方正綱後援会	異動なし	異動なし	高岡郡四万十町香月が丘3-16	平26・3・31
異動後				高岡郡四万十町香月が丘3-17-3	
異動前	下川よしき後援会	異動なし	異動なし	高岡郡佐川町加茂1250番地5	平26・3・31
異動後				高岡郡佐川町加茂480	
異動前	長瀬美和後援会	都築 茂正	渡邊 千恵子	異動なし	平26・3・31
異動後		高井 新吉	渡邊 勲		
異動前	依光みよこ後援会	異動なし	門脇 明美	異動なし	平26・3・31
異動後			鍵山 桂子		

高知県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成26年4月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
武内則男 後援会	主たる事務所 の所在地	高知市愛宕山39-7	高知市西秦泉寺338-14	平26・3・ 31

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
武内則男 後援会	主たる事務所 の所在地	高知市愛宕山39-7	高知市西秦泉寺338-14	平26・3・ 31

高知県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成26年4月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	主たる事務所の 所在地	代表者氏名	政治団体 でなくな った理由	届出年月 日
大森陽子 後援会	土佐市蓮池337 -15	池 英雄	解散	平26・ 3・4
青空会	高知市愛宕山 105	上田 貢太 郎	解散	平26・ 3・5
山脇義人 後援会	土佐市甲原1387	西本 辰行	解散	平26・ 3・5
野島利英 後援会	香南市夜須町坪 井1240	野島 ひと み	解散	平26・ 3・18
土佐清水 市を元気 にする会	土佐清水市幸町 4-1	酒井 紳三	解散	平26・ 3・27
野崎昌男 後援会	香南市野市町下 井770	森本 修補	解散	平26・ 3・31

高知県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成26年4月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

区分	候補者氏 名	公職の 種類	名称	主たる事 務所の所 在地	届出年月 日
異動 前	武内 則 男	異動な し	武内則男 後援会	高知市愛 宕山39- 7	平26・3・ 31

異動後				高知市西 秦 泉 寺 338-14	
-----	--	--	--	-------------------------	--

高知県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成26年4月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
上田 貢 太郎	高知市 議会議 員	青空会	高知市 愛宕山 105	上田 貢 太郎	平26・3・ 5